

行政視察報告書

平成 27 年 10 月 2 日

貝塚市議会議長

北尾 修 様

(市民ネット貝塚)

藪内 留治

阪口 勇

平岩 征樹

川岸 貞利

池尻 平和

◇第 1 日目 平成 27 年 7 月 7 日 石川県 加賀市

加賀市役所に午後 1 時 40 分に到着、高辻伸行議長より加賀市の概略などの説明と歓迎のあいさつを受けた後、「町屋の活用・再生に向けた取組みについて」は建築課の北野氏より、「市民主役条例について」は議会事務局の表氏より説明を受けました。

1、町屋の活用・再生に向けた取組みについて

大聖寺地区は、江戸時代の町割がそのまま残り、現在も大聖寺藩 10 万石の城下町としての面影を残す町並みが形成されている。しかし、老朽化が進むとともに空き家が増えてきた。

戦前に建てられた伝統的な建物は、歴史的景観を作る要素であり、良好な居住環境として地域の財産である。その財産を積極的に再生・活用することをめざし、平成 18 年度から町屋再生事業に取り組んだ。

「歴史的景観の保全」、「良好な居住環境の実現」、「まちなかの賑わい創出」のための事業である。

① 家主や地域との協議など、どのように進めて行ったか。

◇空き家の持ち主に、再利用などのアンケートを取った

◇地域での町屋再生事業についてのシンポジウムの開催

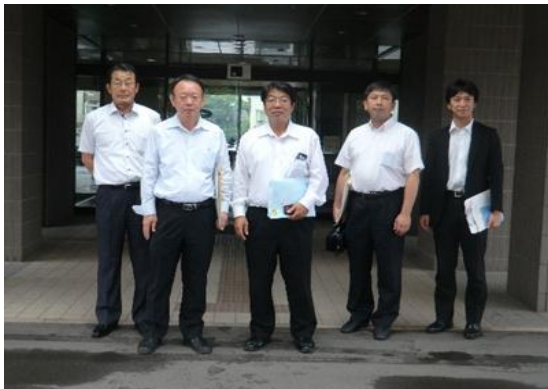
◇空き家の持ち主と借りたい人とのお見合い

◇支援事業としての補助制度（提案支援）

補助対象建物－昭和 30 年以前に建てられた建築物で、伝統的建築形態を残すもの
(重複可 最高補助額 550 万円)

区 分	補 助 内 容	補助率	補助限度額
まちなかの賑 わい創出に貢 献する施設へ の改修	・まちなかの賑わい創出に貢献する（ギャラリー ー・作業場・店舗等）への改修工事に係る経費	1/2	150万円
外観の修繕	・道路等から見える範囲の外観を対象とする ・町屋などの伝統建築形態を維持、回復するた めの工事で、漆喰等の伝統的な素材を用いたもの	1/2	150万円
構造の補強	・耐力上必要な主要構造部（柱、梁、筋交い、基 礎等）の補強工事 ・構造部の維持に必要な防腐・防蟻工事	1/2	250万円

◇現在、20の町屋再生を行ってきた。



② 現状と課題について

◇空き家を使いたい人が少ない

◇再生した町屋の借り手のいくつかが廃業となり未利用となっている所がある。

◇それぞれの町屋に駐車場がない。

◇観光客を増やすため、町屋再生とともにインフラ整備も必要である。





2、市民主役条例について

①条例制定の背景と目的

◇画一的なまちづくり → 地域の特徴を活かしたまちづくり

- 市民が主役の市政の実現
- 住民自治の推進

②条例策定の経過

策定作業 25人の委員を選出

市民委員 14人（公募8人・団体推薦6人）、議員7人、職員4人

平成22年4月～24年3月までの2年間で48回の会議を開催

③条例の内容

◇市民の権利（3本柱）Ⅰ市政参加 Ⅱ市民提案 Ⅲ住民投票

Ⅰ、市民参加制度

<市民の権利と責務>

市政に参加する権利・意見を述べる権利・知る権利
市政に関心を持ち市政に参加する責務

<市、議会の約束>

参加機会の保証・参加制度の創設・参加制度の活用

Ⅱ、市民提案制度

市民→→→→→→→→→→→市

<政策的な提案>陳情、要望、苦情、批判でないもの

〇〇したいという提案

アイデア募集的なもの

市は、窓口の一本化を図り、市民提案の具体的な政策への検討を行う

Ⅲ、住民投票制度

有権者の 50 分の 1 で請求できる 住民投票制度

その結果を市長は尊重しなければならない。

◇市政運営 14 項目

- ①情報公開 ②情報保護 ③総合計画 ④行政改革
- ⑤財務原則（わかりやすい予算説明書）⑥行政評価 ⑦行政手続
- ⑧組織運営 ⑨説明責任 ⑩外部監査 ⑪危機管理体制
- ⑫審議会等の運営 ⑬パブリックコメント ⑭ワークショップ

市民に分かりやすく、市民が参加できる、市民に公開、公表する

これらの観点から 14 項目に制度や仕組み、組織づくりを行う

3、感想等

「町屋の活用・再生に向けた取組みについて」では、大聖寺町屋再生事業として、城下町の面影を残す町並みと空き家となった伝統的な建物を、積極的に再生・活用することをめざし、「歴史的景観保全」「良好な住環境の実現」「まちなかの賑わい創出」として取り組まれていることは素晴らしいと感じました。

しかし、昔の町並みを残すために駐車場がなかったり、道幅が狭いなど課題も多く、空き家の有効活用に加賀市の取組みを参考にしたいと感じました。

「市民主役条例について」は、市政参加の仕組みや制度ができて、「邪魔くさい」「そのために市長や議員がいる」「しっかり市政をやってくれ」という市民を、このような市民意識のままだと変化なし！と位置づけ、条例をつくり浸透を図る取組みに感銘を受けました。

また、市民の提案を一つひとつ実現していき、市民が運営する実感を持ってもらい市・地域の活性化を図っていくための大きなツールとなる条例だと感じた。

◇第 2 日目 平成 27 年 7 月 8 日 富山県 射水市

射水市役所新湊庁舎に午前 9 時 45 分に到着、山崎 晋次総務文教常任委員長から 10 年前に 1 市 3 町 1 村が合併して誕生した市であることなど、市の概要など交えた挨拶を受けた後、「新庁舎建替え」について一松政策推進課長より説明を受けました。

1、新庁舎建替えについて

●新庁舎建替えの経緯

平成 17 年 11 月 射水市誕生 1 市 3 町 1 村が合併

- 平成 18 年 6 月 射水市総合庁舎建設調査委員会を設置
- 平成 19 年 7 月 住民懇談会 市内 4 箇所で開催
- 5～8 月 総合庁舎建設等検討市民懇話会設置で 3 回開催
有識者・市民関係団体・公募委員 16 名で構成
- 8 月 「統合庁舎建設等に関する報告書」市長に提出
- 12 月 庁舎建設パターン別経費比較表を作成
- 平成 21 年 5 月 射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会の設置
有識者と市民関係団体の代表計 12 名で構成
- 11 月 市長選挙 市長が変わる
計画見直しの方針
- 平成 22 年 3 月 庁舎整備に関する考え方を改めて整理
新たに庁舎再編方式を加えた 3 方式（5 パターン）で総経費を比較。
- 平成 22 年 6 月 現状どおりの分庁方式の継続困難を表明
3 月の経費比較の結果のほか、今後も続くと思われる厳しい財政状況、行財政改革の推進、現庁舎の老朽化への対応等を総合的に考え、現状どおりの分庁方式の継続が困難であることを市議会で表明。
- 平成 22 年 8～12 月 庁舎整備に関する議員懇談会を開催
市議会との集中的な協議から庁舎整備について一定の合意。
- 平成 23 年 1～2 月 市長のタウンミーティングを市内 5 箇所で開催。
市議会との合意を踏まえ、既存の市有地に必要最小限の新庁舎を整備するという方針の下に取りまとめた整備方針案を説明。
- 平成 23 年 6 月 射水市役所位置条例を一部改正
議員提案により、市役所の位置を大島中央公園東側隣接地とする条例改正案が可決。
- 平成 23 年 7～8 月 庁舎統合に関する意見交換会を開催（8 団体と開催）
新庁舎の配置プラン、現庁舎（跡地）の利活用及び窓口サービスの考え方について、各自治会連合会（5 地区）、婦人会、商工会議所、商工会と意見交換会を開催。
- 平成 23 年 8～11 月 射水市新庁舎整備基本構想検討委員会を設置（6 回開催）
有識者と市民関係団体からの推薦者計 13 名で構成。
新庁舎に取り入れるべき機能や規模のほか、地区窓口サービスの在り方や現庁舎の利活用等について検討。
- 平成 23 年 12 月 射水市新庁舎整備の在り方について（提言）
射水市新庁舎整備基本構想（素案）のパブリックコメントを実施
- 平成 24 年 射水市新庁舎整備基本構想を決定（1 月）
射水市新庁舎建設基本設計業務プロポーザルを実施
射水市新庁舎建設基本設計候補者選定委員会を設置し、設計

- 者を選定。
- 平成 24 年 4 月 射水市役所位置条例の一部
改正条例の廃止条例案を否決(市民から直接請求)
- 平成 24 年 5～11 月 基本設計に着手
基本設計業務プロポーザル最優秀者と契約、基本設計に着手。
- 平成 24 年 5～6 月 市長の出前講座を実施
27 地域振興会にて、「説明します 市の重要施策 ～行財政改革と庁舎整備を中心として～」と題して、市長の出前講座を実施。
- 平成 24 年 8 月 市長の所信表明
出前講座の実施や市民からの意見等を踏まえ、庁舎整備に関する所信を表明。
- 平成 24 年 8～9 月 基本設計中間案等に関する意見交換会等を実施
基本設計中間案など新庁舎建設について、青年層や子育て世代等を中心に 5 団体と意見交換。
基本設計中間案をホームページや市報 9 月号に掲載し意見を募集。
- 平成 24 年 12 月 基本設計の概要に関する意見を募集
基本設計の概要を公表して意見を募集。
- 平成 25 年 1 月～
実施設計に着手
社会経済情勢を背景とした労 務単価及び建設資材費の上昇により、建設費が約 43.9 億円から約 48.9 億円に増える見込みであることを説明・協議。
- 9 月 建築主体工事において入札参加者がいないため、入札を中止。
以後 3 回の入札を行うが、建築主体工事において入札参加者がいないため入札を中止。
- 平成 26 年 5 月 社会経済情勢を背景とした建設物価の上昇を踏まえて、庁舎整備事業費(工事監理費を含む。)が約 49.3 億円から約 59.4 億円に増える見込み
- 平成 26 年 6 月 入札公告(第 4 回目)
- 平成 26 年 7 月 入札実施 落札金額
 <建築主体工事> 4,271,400,000 円(消費税等を含む)
 落札業者 佐藤工業・牧田組・高田建設
 射水市庁舎新築工事共同企業体
 <電気設備工事> 669,384,000 円(消費税等を含む)
 落札業者 北陸電気工事・開進堂
 射水市庁舎新築(電気設備)工事共同企業体
 <機械設備工事> 920,160,000 円(消費税等を含む)
 落札業者 菱機工業・富山空調電設・丸芳工業
 射水市庁舎新築(機械設備)工事共同企業体

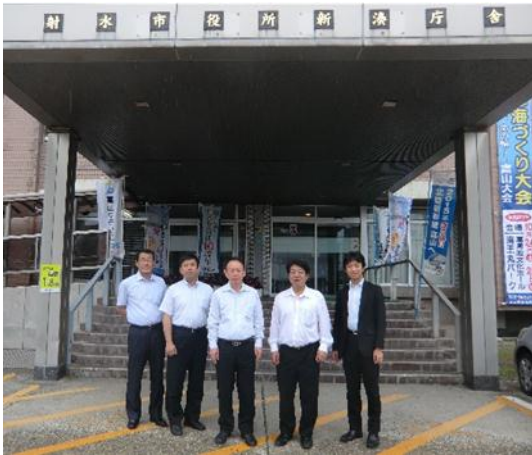
●議会の取組み

市理事者側から議員懇談会や全員協議会で説明と報告を受け、特別委員会等は設置しないで、議員全員でその都度協議したとのこと。

市理事者側も計画を練って、まず議会に理解を求め、意見を聞いて計画をつくり、市民に説明する形を取った。

●建設資金・財政

平成 17 年に 1 市 3 町 1 村が合併した時からの懸案であり、建設資金では合併特例債 400 億円弱があり、P F I 方式も検討したが本庁舎という性質のものであり、建設費についても特に安くなるとは考えられないため、P F I 方式などの民間活用の方法は取らなかった。



2、観光・ブランド戦略プランについて

<課題と具体的な戦略>

(課題)

- ・ 知名度が低い
- ・ 地域資源の連携不足
- ・ 観光客の誘致
- ・ 滞在時間の延長
- ・ 交通アクセスの整備 ⇒
- ・ 新湊大橋の活用
- ・ I C T の活用

(具体的な戦略)

- ◇ 地域イメージの全国発信
- ◇ 食の魅力の創造
- ◇ ニューツーリズムの推進
- ◇ 交通アクセスの整備

- 首都圏等での観光・物産の発信
- ニューツーリズムの掘り起こし
 - ・ 昼セリ観光と旬の海鮮ランチ
 - ・ 日本のベニス内川巡り 他
- 祭りやイベント等の活用
- おもてなしの心の醸成
 - ・ 観光ボランティアの支援、援助 他
- 万葉線の延伸と活用
- コミュニティバス等の整備

●観光マップ等の充実



3、感想等

「総合庁舎建替事業」では、平成 17 年からの懸案で庁舎整備事業を検討し、平成 21 年に現在の市長に交代後、総合庁舎事業を意見集約①議会②市民（総合庁舎建設等検討市民懇話会・タウンミーティング・市報・ケーブルテレビ）③各種団体との意見交換を重ねて、基本構想策定→基本設計→実施設計と 5 年をかけ慎重に進めてきたことが見受けられました。

貝塚市と庁舎建設の規模、市の規模がよく似ていることから、合併特例債による資金が十分にあることを知り、大きな違いを感じました。庁舎建替について、市民（議会・各種団体も含め）の意見を集約しながら慎重に進めて来られたことは、大いに参考になりました。

「観光・ブランド戦略プランについて」は、課題の整理と具体的な戦略をしっかりと立て、すぐに効果が表れなくても戦略を多面的に行っていることから、貝塚市でも全庁的に考えることが求められると感じました。